



神奈川県  
教育委員会

**STOP!**

**ザ・スクール・セクハラ**

～学校におけるセクハラをなくすために～

平成23年3月

# 目 次

<b>1</b>	<b>学校におけるセクシュアル・ハラスメント</b>	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>スクール・セクハラ</b>	<b>2</b>
(1)	「学校」とは	
(2)	「関係者」とは	
(3)	「性的な言動」とは	
<b>3</b>	<b>スクール・セクハラに対する考え方</b>	<b>3</b>
(1)	どのような問題が生じるか	
(2)	不快にさせる性的な言動かどうか	
(3)	繰り返さなければよいか	
(4)	どのような影響があるか	
<b>4</b>	<b>スクール・セクハラ防止に向けて</b>	<b>6</b>
(1)	人権教育や男女平等教育の推進	
(2)	教職員一人ひとりが意識改革を	
(3)	児童・生徒人権相談窓口は	
(4)	教職員向け啓発資料について ＜セクハラ行為・不適切指導＞県教育委員会職員啓発資料から	
(5)	児童・生徒向けセクハラ防止啓発資料について コラム 不祥事防止会議	
<b>5</b>	<b>スクール・セクハラが起きてしまったら</b>	<b>14</b>
(1)	解決にあたっての基本的な心構えは	
(2)	校長等管理職の役割と児童・生徒人権相談窓口の機能は	
(3)	二次被害の防止を	
(4)	県教育委員会等における相談体制は	
<b>6</b>	<b>スクール・セクハラ防止に向けた研修</b>	<b>16</b>
	<b>研修用資料</b>	<b>17</b>
	スクール・セクハラを考える	
	スクール・セクハラについて考える視点	
	校内研修展開例 参加体験型「言葉によるセクシュアル・ハラスメントを考える」	

# 1

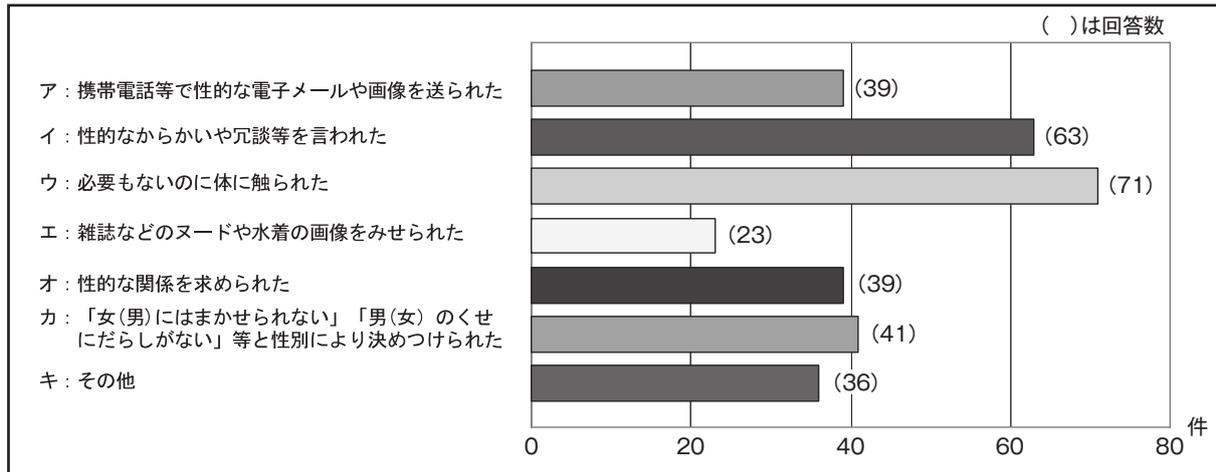
## 学校におけるセクシュアル・ハラスメント

- 教育委員会では、平成21年11月に、県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）全生徒（約11万8千人）を対象にセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を行いました。その調査の結果、生徒から学校生活の中で次のようなセクシュアル・ハラスメントと思われる被害を受けたという回答が寄せられました。

【問】学校生活でセクシュアル・ハラスメントと思われる被害を受けたという人にお聞きますが、それはどのようなものでしたか

(複数回答可)

(回答総数312)



(神奈川県教育委員会平成21年度県立学校生徒対象セクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査より)

- 学校という教育の場において、このようないやな思い、つらい思いにつながるようなことがあるということは、誠に残念なことであり、このような事態は一刻も早く改善されなければなりません。
- 学校で教職員は児童・生徒に対して指導的な立場にあり、児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っています。その教職員による児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントは決して許されない行為です。
- そこでこの冊子は、特に

**教職員が児童・生徒等にセクシュアル・ハラスメントを行うことを防止**

することで児童・生徒等の人権を守り、学習環境を整えることを目的として作成しました。

- この冊子を活用して、教職員一人ひとりが自らの言動を見直したり、全教職員がセクシュアル・ハラスメントに対する基本的な考え方を共有したりするなどして、全校をあげての防止の取組みを推進してください。

# 2

## スクール・セクハラ

この冊子における「スクール・セクハラ」とは、

- (1) 学校において
- (2) 教職員が、児童・生徒や関係者を
- (3) 不快にさせる性的な言動を行うこと をいいます。

### (1) 「学校」とは

学校教育が行われる場所すべてをいい、校外であっても社会見学、修学旅行の場所や部活動の遠征場所等も含まれます。

また、教職員の勤務時間外であっても、PTAの懇親会のように、実質上、職務の延長とみなされる場合は、その場所も含まれます。

### (2) 「関係者」とは

児童・生徒の保護者や卒業生、教育実習生等、教職員が職務上関係する人をいいます。

### (3) 「性的な言動」とは

性的な関心・欲求に基づく相手を不快にする言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づいて相手を不快にする言動も含まれます。

#### ① 発言（例）

- ・ 性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、性的な噂の流布、性的な体験や容姿などの身体的特徴について話す・聞く 等
- ・ 「女（男）にはまかせられない」「男（女）のくせにだらしない」 等

#### ② 行為（例）

- ・ ノードポスターやわいせつな図画・写真の掲示、性的関係の強要、身体への不必要な接触・凝視、執拗な電話や電子メールの送付 等
- ・ 女子だけに掃除や片付けを割り当てる、男子だけに力仕事を割り当てる、会長は男子・副会長は女子と決めつけて割り当てる、女子に手づくりケーキを要求する 等



# 3

## スクール・セクハラに対する考え方

こんな人はいませんか？

**事例ア** 教員Aは、授業中にたびたび性的な冗談を言ったり、女子生徒の外見や容姿に関する発言をしていた。

教員Aの発言を不快に思っている生徒Bは授業に集中できず、学習意欲を失っている。

ある時、やはり教員Aの発言を不快に思っていた生徒Cは教員Aに、「やめてほしい」と抗議をした。

その後、教員Aは、生徒Cの成績を不当に低く評価したり、役割分担を決める際に生徒Cの希望に添わない役割を故意に割り当てた。

**事例イ** 教員Dは、PTAの懇親会の帰り道、その場の雰囲気から、複数の保護者に性体験を尋ねてしまった。保護者Eは非常に不快な顔をしていた。

それ以後、保護者Eは二度とPTA活動には参加しなくなった。

**事例ウ** 教員Fは、児童Gをしばしば膝の上に抱きかかえていた。

児童Gは喜んでいるように見えたが、後に、児童Gの保護者から、「やめてほしい」と抗議を受けた。

事例ア～ウについて、次の(1)～(3)で解説します。

### (1) どのような問題が生じるか

- ① 被害者の人間としての尊厳を傷つけ、人権を侵害します。
- ② 児童・生徒が学習意欲を失う、保護者がPTA活動に参加できなくなるといった現象が現れる等、学校を取り巻く教育環境が悪化した場合、「**環境型セクシュアル・ハラスメント**」となります。

事例ア～ウの全てにおいて「**環境型セクシュアル・ハラスメント**」が起きています。

**事例ア**の加害者は教員A、被害者は生徒BとC。

**事例イ**の加害者は教員D、被害者は保護者E。

**事例ウ**の加害者は教員F、被害者は児童G。

- ③ 抗議を行った児童・生徒に対して、教職員が成績評価の取扱い等で不利益な扱いをすることがあった場合、「対価型セクシュアル・ハラスメント」となります。

事例アで「対価型セクシュアル・ハラスメント」が起きています。  
加害者は教員A、被害者は生徒C。

## (2) 不快にさせる性的な言動かどうか

性に関する受け止め方には、個人差や男女差があり、冗談やからかいのつもりと言動に対して、「不快である」との意思表示がある場合があります。

一方、教職員が児童・生徒の成績評価や指導等を行う立場にあるため、児童・生徒や関係者がたとえ不快に感じていても意思表示ができない場合や、児童・生徒の発達段階によっては、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けていても、そう判断できない場合があります。

したがって、教職員は被害者からの意思表示の有無にかかわらず、「不快にさせる性的な言動」を行わないように、常に注意する必要があります。

事例アの教員Aは、冗談やからかいのつもりかもしれませんが、生徒Cからやめてほしいと抗議を受けました。

事例ウの児童Gは、喜んでいるように見えます。  
しかし、児童Gは内心はいやだと思っているかもしれません。また、まわりの児童や保護者がどのように受け止めるかを考えるべきです。



### (3) 繰り返さなければよいか

1回の言動であっても、被害者を深く傷つける場合があります。

事例イでは、教員Dの1回の不用意な発言が、保護者Eに不快感と不信感を与えました。

事例ウの教員Fの行為は、たとえ1回であっても、児童Gが成長して十分な判断力を身につけた時に、深い心の傷となります。

事例アの生徒BとCは、初めは冗談として受け止めていたかもしれませんが、しかし、繰り返される教員Aの発言が生徒BとCを不快にし、学習環境を悪化させました。児童・生徒の気持ちを敏感に察知したり、被害者からの意思表示等を受け入れて、すぐに言動を改めることが、被害を最小限に抑えることにつながります。

### (4) どのような影響があるか

- ① 教職員による児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントは、被害を受けた児童・生徒の心に一生残りかねない深い傷を負わせるばかりでなく、その後の成長に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 教職員によるセクシュアル・ハラスメントは、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為であり、学校教育や教職員への信頼を大きく失わせることとなります。
- ③ 加害者には、必要及び適切な範囲内で懲戒処分等の服務上の措置がとられます。また、内容や被害者の年齢により、刑法の強制わいせつ罪や強姦罪、神奈川県青少年保護育成条例違反に問われます。

# 4

## スクール・セクハラ防止に向けて

### (1) 人権教育や男女平等教育の推進

スクール・セクハラを防止するためには、教職員一人ひとりが自らの言動を見直し、児童・生徒を人格をもった一人の人間として尊重するとともに、男女を対等なパートナーとして見る必要があります。

そのために、人権教育や男女平等教育、男女共同参画※を推進していくための校内研修を実施したり、教職員が互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成したりすることが大切です。

学校教育におけるあらゆる場面で、人権教育や男女平等教育を推進していくことが大切です。

#### ※男女共同参画

「男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。」

神奈川県男女共同参画推進条例(平成14年施行)より

### (2) 教職員一人ひとりが意識改革を

- ① セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害にあたる行為であることを認識し、常に人権感覚を磨く必要があります。
- ② 男女平等、男女共同参画の視点に立って考え、行動することが大切です。
- ③ 一人ひとりが大切な存在です。児童・生徒や関係者を性的な関心や欲求の対象として見ることはありません。
- ④ 性に関する受け止め方には、個人差や男女差があることを認識し、この程度なら相手も許容するだろうという憶測をしないことが大切です。
- ⑤ 教職員は児童・生徒や関係者に対し、指導的な立場にあることを自覚し、その立場を不当に利用することや、児童・生徒や関係者から「不快である」との意思表示がないからといって、その言動が受け入れられていると思い込むようなことがあってはなりません。

- ⑥ 被害者からの意思表示、他の教職員からの指摘、保護者からの抗議等を受け入れ、その言動を繰り返さないことが必要です。
- ⑦ 児童・生徒や保護者の気持ちを敏感に察知するとともに、児童・生徒や保護者が教職員に対して意思表示ができる環境をつくっておくことが大切です。

### (3) 児童・生徒人権相談窓口は

平成15年度に、すべての県立学校に「児童・生徒人権相談窓口」及び「児童・生徒の人権侵害に係る校内対応システム」が設置及び整備されました。

各学校は、児童・生徒等が相談しやすい環境を整え、相談窓口を運営する組織を中心に、被害者のプライバシーの保護や心のケアに努めながら、セクシュアル・ハラスメント等を含めた人権に関わる問題の相談にあたるとともに、管理職や担任等教職員、関係する組織や不祥事防止会議などが互いに連携を図りながら、セクシュアル・ハラスメントの未然防止、問題解決に向けた組織的かつ迅速な対応、再発防止などに努める必要があります。

相談窓口の運営にあたっては、例えば、次の人からの相談・苦情を受け付けられるような体制と環境づくりが必要です。

- ① 被害を受けた児童・生徒や関係者
- ② 被害者から相談を受けた保護者、他の児童・生徒、加害者以外の教職員
- ③ 児童・生徒や関係者が被害を受けていると気づいた教職員
- ④ 指摘を受けたり、自ら悩んでいる加害教職員

なお、校長は、県立学校すべてに設置されている不祥事防止会議を中心に、教職員に対して、学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止についての周知・徹底を図るとともに、研修会を計画的に実施する等、セクシュアル・ハラスメントのない学校づくりに努めなければなりません。





## (4) 教職員向け啓発資料について

県教育委員会では、平成18年度より「事故・不祥事ゼロ運動」（平成19年10月19日の「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」の施行により「不祥事ゼロ運動」と改称）として不祥事防止対策を集中的に展開しており、各県立学校においても全員参加のもと、不祥事ゼロプログラムを策定することや、徹底した職場研修を実施しています。

その取組みの一環として、平成22年度は職員啓発資料「不祥事ゼロを目指して Vol.24 スクール・セクハラ行為の防止！」を作成し、全教職員に配付の上、各学校における職場の会議や研修等において、活用されるようお願いしています。

教育委員会不祥事防止職員啓発資料「不祥事ゼロを目指して Vol.24 スクール・セクハラ行為の防止！」

(平成22年9月作成)より抜粋

- ◆「うちの学校に限って、セクハラなんて起こりようがないよ！」
  - ◆「ごく一部の“問題のある”人たちが起こすことでしょ。そのせいで教職員全体が悪く見られるのはおかしくない？」
  - ◆「相手が不快に感じればセクハラになることは、みんな知ってると思う。教員と生徒のコミュニケーション不足が問題なのでは？」
  - ◆「授業や部活動で、全く体に触れずに指導しろというのはナンセンス！そこまで気にしていたら指導できないよ！」
  - ◆「だいたい過剰反応なんだよ。ささいなことまで気にしすぎ！」
- …本当にそうでしょうか？**

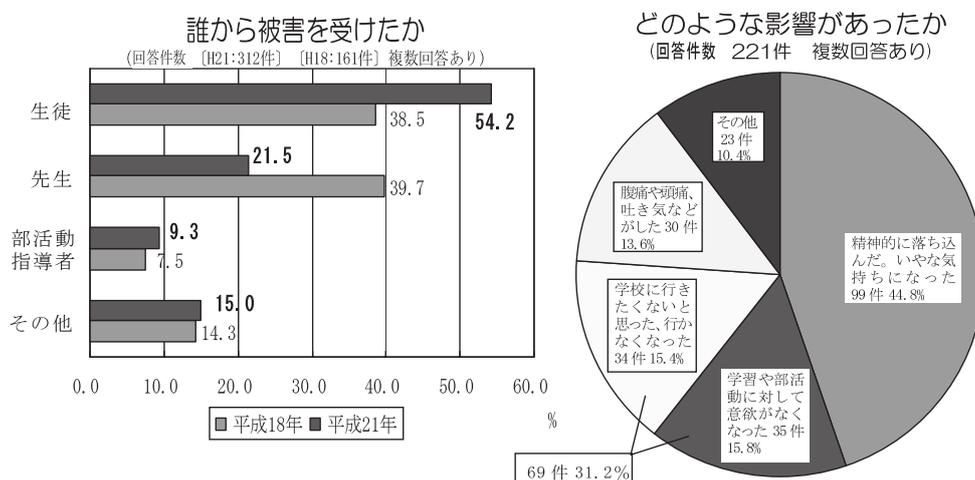
### ～アンケート調査結果から、生徒たちの声を聞いてください～

平成21年11月に、県立学校（高等学校及び特別支援学校高等部）全生徒を対象に、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を行いました。

その結果は、回答数2,383人中146人が312件の被害を受け、このうち67件(21.5%)が先生から被害を受けたと回答しています。

また、被害を受けた生徒のうち31.2%が「学習や部活動に対して意欲がなくなった」又は「学校へ行きたくないと思った、行かなくなった」と答えており、セクハラを受けたことが学校生活に悪影響を及ぼしていることがうかがえます。

なお、回答数は、前回調査時(平成18年度)の362人に比べると約6.6倍となっており、セクハラをセクハラと認知している生徒やセクハラに関心を持ち積極的に意見を表明する生徒が大幅に増加しています。



「セクハラ」って言われても・・・  
そんなつもりじゃないし、これくらい、いいんじゃないの？



いいえ！あなたの考えや感じ方は関係ありません  
相手がどう感じたかが問題です！



【勘違いしている人が、周りにいませんか？】

- ・親しみを込めスキンシップをとる ⇒ いやな気持ちになった  
(体に触らなくても励ましや親しみは表現できます)
- ・性的な冗談を言う ⇒ 聞いていて不快 気分が悪い (そのような冗談そのものが非常識です)

## 加害者にならないために・セクハラ防止セルフチェック

- |   | はい                       | いいえ                      |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ○ 生徒や職員に対して、「男として…」「女らしく…」など性別によって決めつけた発言をしたり、「女の子」「男の子」「おばさん」「おじさん」など個人の人格を軽視した呼び方をしたりしたことがある。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 特定の生徒を執拗に見つめてしまったことがある。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 部活動で指導している生徒にマッサージをさせたことがある。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 生徒や職員の肩や髪、背中などにさわったり、必要以上に顔を近づけて話をしたりしたことがある。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 生徒や職員との会話の中で、その容ぼう、体型などを話題にしたり、性的なからかいや冗談を言ったりしたことがある。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 生徒や職員などに、校務では必要のない電子メールや手紙を送ったり、電話をかけたりしたことがある。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 職員や卒業生に「まだ結婚しないの？」「彼(彼女)はいないの？」などと聞いたことがある。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ○ 職員や保護者等との酒席で、異性の参加者にお酌や歌のデュエットをお願いしたり、他者にしてもらうよう勧めたりしたことがある。                                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |



**生徒のセクハラへの関心は年々高まっています。  
自らの行動を振り返り、教員の言動は常に生徒に見られていることを自覚して、教職員が加害者となるスクール・セクハラを根絶しましょう!!**

もし、あなたが校内で悪い噂を耳にしたら、絶対にそのままにしないでください。  
大人の身勝手に傷つく児童・生徒を一人でも減らしたい。そのためには、あなたの行動が必要です。「生徒に何かやってない？」「悪い噂、聞いたよ」何でもいいです。本人に声をかけてください。事案の内容によっては、即座に管理職に報告するか、スクール・セクハラ相談窓口にご連絡してください。それが生徒のためです。

月～金(祝日を除く) 8:30～12:00、13:00～17:15  
スクール・セクハラ相談窓口(行政課人権教育グループ) 直通電話 (045)210-8041

※上記の窓口は県立学校児童・生徒・保護者・教職員対象のものです。  
市町村立学校教職員の方は各市町村教育委員会にお問い合わせください。

【参考】スクール・セクハラに係るアンケート調査結果について

平成22年4月20日公表(神奈川県教育委員会)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4019/jinken/press/1004press.html>

## (5) 児童・生徒向けセクハラ防止啓発資料について

県教育委員会では、児童・生徒向けセクハラ防止啓発チラシを作成し、平成16年度より、県立学校の全生徒に配付しています。

これは、児童・生徒の人権を守る視点から、児童・生徒自身の学校におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識を高め、適切に対処する力を身につけるよう啓発を図るとともに、セクシュアル・ハラスメントについて、児童・生徒等が安心して相談できる窓口の周知を図ることを目的としています。

また、平成16年度に、セクハラ防止啓発ポスターを作成し、その中に校外の相談窓口の連絡先等を記載しました。

さらに平成19・20年度には、平成18年度に実施したアンケート調査の結果とあわせ、教育委員会に開設したスクール・セクハラ相談窓口についても周知を図るためチラシ、ポスターを各県立学校に配付しました。

また、平成22年度には平成21年度に実施したアンケート調査の結果とあわせ、相談窓口の周知を図るチラシ、ポスターを各県立学校に配付しています。

### <児童・生徒向けセクハラ防止啓発ポスター> (平成22年度作成)

# STOP!

# ザ・セクハラ

セクハラは  
見ても聞いても  
相談を!!

言われたくない!  
見せられたくない!  
触られたくない!

大切なのは相手の気持ち

**神奈川県教育委員会**

**スクール・セクハラ専用相談窓口**

**045-210-8041 (直通)**

月～金 (祝日を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15

※窓口対応については、同性の立場での相談を求めることができるので、申し出てください。

**その他の相談窓口**

※相談窓口は原則として、年末年始は休みです。

<p><b>神奈川県立総合教育センター</b></p> <p>総合教育相談 ☎0466-81-0185</p> <p>月～金 8:30～21:00 土・日・祝日 8:30～17:15</p>	<p><b>横浜地方労務局</b></p> <p>子どもの入籍110番 ☎0120-007-110</p> <p>月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p><b>神奈川県立かながわ女性センター</b></p> <p>セクシュアル・ハラスメント相談 ☎0466-28-2367</p> <p>休曜日 (月・祝日) 休校日 (毎月5:00～12:00、13:00～17:00 (休校) 12:00まで)</p> <p>※金・土・日が祝日にあたる場合は開校し、次の火曜が休校</p>	<p><b>横浜弁護士会 総合法律相談センター</b></p> <p>子どもの人権相談 ☎045-211-7700</p> <p>電話相談及び面接相談は火曜 13:15～16:15のみ 面接相談の予約は月～金 9:30～17:00 (土曜 14:00～18:00)</p>
<p><b>神奈川県警察少年相談・保護センター</b></p> <p>ユーステレホンコーナー ☎045-641-0045</p> <p>フリーダイヤル ☎0120-45-7867</p> <p>月～金 8:30～17:15 (土・日・祝日は留守番電話で対応)</p>	<p><b>スクール・セクシュアル・ハラスメント防止調査ネットワーク</b></p> <p>スクール・セクシュアル・ハラスメント電話相談</p> <p>☎03-5328-3260</p>

**秘密は守られます。名前を言わなくても相談は受けられます。**

**校内人権相談窓口**

神奈川県教育委員会

(表)

# STOP! ザ・セクハラ

**言われたくない!  
見せられたくない!  
触られたくない!**

## 大切なのは相手の気持ち

**セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)**とは、不快な性的言動のことをいいます。  
不快と感じるかどうかは、人によって異なります。だから、あなたが親しみのつもりでおこなったことも、相手が不快と感じれば、それはセクハラになります。  
男性から女性に対してだけでなく、女性から男性に対して、また、同性に対しても、不快な性的言動を行った場合は、セクハラになります。

平成21年度に、県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)全ての生徒を対象に実施したセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査には、2,383通の回答が寄せられました。

**アンケート回答結果より** ※詳しい情報は神奈川県教育委員会のホームページの中にある「STOP!ザ・セクハラ」に掲載しています。

**【学校生活の中でセクハラの被害を受けたり見聞きしたことがありますか】(回答数2383の中から)**

- 自分自身が被害を受けたことがある(146件)
- 他の生徒が被害を受けたのを見聞きしたことがある(94件)

**【どのような被害を受けましたか】(回答数312の中から上位6項目)**

- 必要もないのに体に触られた(71件)
- 性的なからかいや冗談等を言われた(63件)
- 「女(男)には任せられない」「男(女)のくせにだらしない」等と性別により決め付けられた(41件)
- 携帯電話等で性的な電子メールや画像を送られた(39件)
- 性的な関係を求められた(39件)
- 雑誌などのヌードや水着の画像を見せられた(23件)

**【それは誰から受けたものですか】(回答数312の中から上位3項目)**

- 生徒から(169件)
- 先生から(67件)
- 部活動の指導者から(29件)

**【被害を受けてどうしましたか】(回答数176の中から上位3項目)**

- 女だち、家族、先生、学校の相談窓口などに相談した(69件)
- 我慢して、何もなかった(68件)
- 態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた(36件)

我慢して、何もなかった理由として「どうすればよいか分からなかった」というものが回答総数の3分の1を占めました。

(裏)

### あなたがセクハラをしていたことに気付いたら…

気付いてくれてありがとう  
これからは相手の気持ちを考えた言動をしていってください

### あなたや他の人がセクハラの被害を受けていたら…

**●ひとりで悩まず相談を**

いやな思い、つらい思いをしているあなたがわるいわけではありません  
我慢しないで、相手にやめてほしいと伝えましょう  
自分で伝えるのがむずかしいときは身近な信頼できる人に相談しましょう

**●見ても聞いても相談を**

学校でだれかがセクハラの被害を受けているのを見たり聞いたりしたときも、身近な信頼できる人に相談しましょう

### 身近な人に相談しにくいときは…

- 学校内に「人権相談窓口」があります。ぜひ相談してください。
- 学校以外の相談窓口もあります。 ※相談窓口は原則として、年末年始は休みです。

**神奈川県教育委員会**

**スクール・セクハラ専用相談窓口 045-210-8041 (直通)**

月～金(祝日を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15  
※窓口対応については、同性の立場での相談を求めることができるので、申し出てください。

<p><b>神奈川県立総合教育センター</b></p> <p>総合教育相談 0466-81-0185 月～金 8:30～21:00 土・日・祝日 8:30～17:15</p>	<p><b>横浜地方検察局</b></p> <p>子どもの人権110番 0120-007-110 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15</p>
<p><b>神奈川県かながわ女性センター</b></p> <p>セクシュアル・ハラスメント相談 0466-28-2367 休館日(月・祝日)を除く毎日 9:00～12:00、13:00～17:00(木曜は12:00まで) 金・土・日が祝日にあたる場合は開館し、次の火曜が休館</p>	<p><b>横浜弁護士会 総合法律相談センター</b></p> <p>子どもの人権相談 045-211-7700 電話相談及び面接相談は火曜13:15～16:15のみ 面接相談の予約は月～金9:30～17:00</p>
<p><b>神奈川県警青少年相談・保護センター</b></p> <p>ユーステレホンコーナー 045-641-0045 0120-45-7867 月～金 8:30～17:15(土・日・祝日は留守番電話で対応) 土曜14:00～19:00</p>	<p><b>スクール・セクシュアル・ハラスメント防止推進ネットワーク</b></p> <p>スクール・セクシュアル・ハラスメント電話相談 03-5328-3260</p>

**秘密は守られます。名前を言わなくても相談は受けられます。**

神奈川県教育委員会

## 1 不祥事防止会議とは

- 県立学校には、教職員による不祥事を未然に防止するための実効性のある対策や対応を図ることを目的として、不祥事防止会議が設置されています。
- 各県立学校では、不祥事防止会議が中心となって、次のような取組みが行われています。
  - ・ 不祥事防止ビデオを利用したり、外部講師を招いた研修会の開催
  - ・ 不祥事防止のための日常点検マニュアルの整備
  - ・ 「セクシュアル・ハラスメント」「体罰」「公金管理」といったテーマごとの取組みを検討する部会の設置
  - ・ 教職員に対するアンケートの実施
- 不祥事防止会議を中心に、すべての教職員が不祥事防止に対する取組みに参加し、不祥事防止に対する意識の高揚を図るとともに、不祥事を自分自身の問題として自覚し、不祥事等の事故防止の徹底を図らなければなりません。

## 2 不祥事防止会議とセクシュアル・ハラスメント

- 未然防止のために、不祥事防止会議を中心に、セクシュアル・ハラスメントについての研修会等を実施し、常に教職員の意識啓発を行うことが大切です。
- もし、セクシュアル・ハラスメントが起こってしまったら、学校内に整備された連絡報告体制に基づき、校長をはじめとして、すべての教職員が連携を図って、解決にあたらなければなりません。
- また、不祥事防止会議を中心に、二度とセクシュアル・ハラスメントが起こらないよう、発生の原因を検討し、校内体制の再整備や、教職員の意識改革を図らなければなりません。

# 5

## スクール・セクハラが起きてしまったら

### (1) 解決にあたっての基本的な心構えは

- ① 問題を軽く考えたり、先入観をもったりすることなく、被害者の救済を最優先に考える。
- ② 正確な情報収集と迅速かつ適切な対応により、被害を深刻化させたり、拡大させたりしないようにする。
- ③ 被害者の人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、知り得た秘密を守る。
- ④ 被害者が被害を訴えたために、不利益を受けることがないように配慮する。

### (2) 校長等管理職の役割と児童・生徒人権相談窓口の機能は

校長等管理職は、公正に対応し、良好な教育環境を回復するための適切な措置を講じなければなりません。

また、必要に応じて、被害者からだけでなく加害教職員や第三者からの事実確認や保護者への連絡を行わなければなりません。

児童・生徒人権相談窓口は、校長等管理職への報告を密に行うとともに、担当者間の連携・協力を図らなければなりません。

また、児童・生徒人権相談窓口が被害者から事実確認を行う場合には、次のことに留意する必要があります。

- ① 被害者と同性の者を含む複数の担当者で対応する。
- ② 適切な場所とゆとりをもった時間を確保し、被害者の話を誠実に丁寧に聞く。
- ③ 被害者が求めているのは今後の事態の抑制なのか、加害教職員からの謝罪なのか等、被害者の気持ちを把握する。
- ④ いつ、どこで、誰が何をしたのか具体的な行為を記録する。  
ただし、被害が深刻な場合には、被害者が理路整然と訴えることができるとは限らないことを理解しておかなければならない。
- ⑤ 事実を知る第三者や、すでに相談した者の存在の有無を確認する。

なお、被害者の心のケアが必要な場合には、校内の児童・生徒人権相談窓口のみで対応するのではなく、総合教育センター等の外部機関の専門相談員との連携を図ることも必要です。

### (3) 二次被害の防止を

一般的に、性暴力被害には次のような「二次被害」の問題が指摘されています※。

- ① 事実確認の過程で無視、無理解、批判、非難などを受けて精神的打撃を受ける。
- ② 加害者の行動より被害者の行動が問題視される。
- ③ 事実と直接関係のないプライバシーが詮索されたり暴露されたりする。

例えば、学校におけるセクシュアル・ハラスメントについても、被害者が周囲から「なぜそんなに騒ぐのか」と批判されたり、「あの人はセクハラ相談をしたらしい」「あんなところへ行った被害者の方にも問題がある」等の噂を立てられることが二次被害として考えられます。

これらの二次被害を防ぐためには、秘密保持と被害者の人権救済を最優先に考えることが必要です。

※ 「セクシュアル・ハラスメント調査研究報告書」平成10年3月 神奈川県立かながわ女性センター より

### (4) 県教育委員会等における相談体制は

県立学校のスクール・セクハラ相談を受けるための専用相談窓口を設置しました。相談内容に応じて学校に連絡することや、専門家の対応が必要な場合には、臨床心理士を紹介するなどの対応をします。

また、総合教育センターにおいても、相談・意見を受け付けます。

県教育委員会 スクール・セクハラ専用相談窓口	045-210-8041
総合教育センター(亀井野庁舎) 総合教育相談	0466-81-0185

その他、児童・生徒や関係者が、次のような国及び県機関、NPO法人等を利用することも可能です。

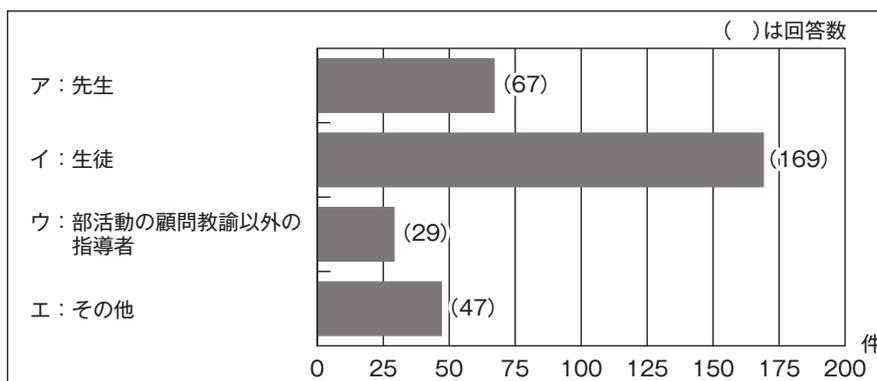
かながわ女性センター セクシュアル・ハラスメント相談	0466-28-2367
神奈川県警察少年相談・保護センター ユーステレホンコーナー	045-641-0045
(フリーダイヤル)	0120-45-7867
横浜地方法務局 子どもの人権110番 (フリーダイヤル)	0120-007-110
横浜弁護士会 総合法律相談センター 子どもの人権相談	045-211-7700
スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク	
スクール・セクシュアル・ハラスメント電話相談	03-5328-3260

## 6

## スクール・セクハラ防止に向けた研修

- 繰り返しになりますが、教職員一人ひとりがスクール・セクハラは重大な人権侵害にあたる行為であることを認識するとともに、自らの言動を見直し、常に人権感覚を磨くことが必要です。
- そこで、研修等に活用できるよう次ページ以降に資料を掲載しました。職場で同僚と共に取り組み、スクール・セクハラ防止に向けた互いの意識を高めあってください。
- なお、県教育委員会では、各学校において開催する人権教育校内研修会及び人権教育「参加体験型」校内研修会の事業を進めています。「参加体験型」校内研修会では、スクール・セクハラ防止をテーマに実施することが可能ですので、積極的に活用してください。（年度はじめに県立学校あて希望申し込みを受けます。）
- 平成21年度のアンケートの「被害は誰から受けたものですか。（複数回答）」の回答結果では、「生徒から被害を受けた」とする回答が最も多いという結果が出ています。したがって、児童・生徒同士のセクシュアル・ハラスメントについても、防止の取組みを進めていくことが必要です。

【問】被害は誰から受けたものですか。（複数回答可）（回答総数 312）



(神奈川県教育委員会平成21年度県立学校生徒対象セクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査より)

## スクール・セクハラを考える

次のケースはどこに問題があるでしょうか。また、どうすれば解消できるでしょうか。職場で話し合ってください。

### ケース1

朝のホームルームでのこと。学級担任が「教室が散らかっています。女の子なら、さっさと気づいて掃除をするようでない、よいお嫁さんになれません。」と冗談のつもりで言った。

### ケース2

ある教職員が、文化祭の準備で疲れた様子を見せた男子生徒に、「男なのにだらしない。」と言った。

### ケース3

ある教職員が、女子生徒に向かって、「そんなに大きな胸だったか。それとも最近太ったのかな。」と大声で言った。

### ケース4

体育の授業のあと、女子の更衣が遅れ、次の授業の始業チャイムが鳴った。数人の女子生徒が更衣室で更衣中であつたが、「着替えるのが遅いぞ。」と言いながら、男性教職員が入室した。

### ケース5

ある男性教職員は、部活動指導のあと、汗をかいたと言っては上半身裸になり、職員室を歩き回ることが頻繁にある。職員室を訪れる女子生徒は、男性教職員を見ないようにしている。

### ケース6

身体計測の時、ある女性教職員が男子の身体計測に割り当てられ、男子生徒の身体をじろじろ見ている。この学校では、必ず上半身裸で計測するように指導しているが、見られた男子生徒はいやだと思っている。

### ケース7

ある女性教職員は、指導上特に必要もないのに、生徒の肩に手をかけたり、身体に触れながら話をする癖がある。本人は親しみの表現のつもりなのだが、いやがっている男子生徒もいる。

### ケース8

ある男性教職員は、指導上特に必要もないのに、放課後、補習をしてみると言っでは特定の女子生徒を教科研究室に呼び出し、肩をもませたりしている。

### ケース9

ある男性教職員が、PTA活動で来校した特定の保護者(女性)に、「場所を変えてお子さんの進路について相談をしましょう。」と喫茶店に誘った。

### ケース10

ある学級の壁に、雑誌から切り抜いた女性の水着姿のカレンダーが貼ってあり、いやだと思っている女子生徒もいる。学級担任は気づいているが、まだはがすように指導はしていない。

### ケース11

ある教職員は、生徒に対して「大好き」、「会いたい」などの内容の電子メールを何度も送っている。

### ケース12

ある教職員は、放課後、生徒から「遊びに行こう」といわれた際に、「デートしよう」と答えた。

### ケース13

ある教職員は、作業を手伝ってくれた生徒に「好きだよ」と声をかけている。

### ケース14

ある教職員は、委員会の中での役割分担をする際に、女子が会長に立候補しようとしたところ、「まとめ役は男子の方がよい。女子は女房役の副委員長がよい。」と発言した。

## スクール・セクハラについて考える視点

ここでは、基本的な問題点だけを示しました。  
話し合いを進める中で、さらなる問題点や改善方法を出し合ってください。

### ケース1、2

性別により役割を分担すべきとする意識に基づく相手を不快にする発言であり、児童・生徒の感じ方により環境型セクシュアル・ハラスメントを引き起こします。

もし、不快に感じる児童・生徒がいなかったとしても、教職員の言動に潜む、性別により役割を分担すべきとする意識は児童・生徒の中で再生産されるため、このような発言は慎むべきです。

### ケース3

外見・容姿に関する性的な発言であり、児童・生徒の感じ方により環境型セクシュアル・ハラスメントを引き起こします。

性的な話題が横行する環境は、セクシュアル・ハラスメントの土壌となることにも注意が必要です。

### ケース4、5

身体を見た・見られたという感じ方には、個人差や男女差があり、見られたと思い深く傷ついたり、見てしまったと思いひどく不快に感じたりします。

### ケース6、7

男性が女性の言動を不快に感じる場合もあります。

「男子生徒にならよい」、「セクシュアル・ハラスメントの加害者は男性だけ」という考え方も、改めなければなりません。

また、同性・異性にかかわらず、不必要な凝視や身体的接触は相手が不快に感じる場合があります。セクシュアル・ハラスメントを引き起こすことが考えられます。

### ケース8

指導上特に必要もないのに「特定の女子生徒」を呼び出すことは、女性を性的な関心や欲求の対象として見ているという行為です。

また、この女子生徒は、呼び出されたり、肩をもませられるといった行為に疑問を感じたとしても、成績評価等の取扱いへの影響を考えれば、断ることができません。

### ケース9

保護者に教職員の指導的な立場を強調する「進路」という言葉で誘いかけることは、対価型セクシュアル・ハラスメントにつながる行為です。

### ケース10

教職員は、行為者が判明しない場合であっても、児童・生徒の感じ方に配慮し、セクシュアル・ハラスメントを引き起こす環境を放置せず、教育環境を整えるために迅速に対応しなければなりません。

### ケース11

性的な内容の電子メールや電話、手紙等を送ることは、生徒自身の学習環境を悪化させる環境型セクシュアル・ハラスメントにあたります。教職員は生徒に対して個人的な内容の電子メール、電話、手紙等を送ることは避けなければなりません。

### ケース12、13

この教職員が親しみの表現のつもりで言ったとしても、内容は性的なものであり、セクシュアル・ハラスメントを引き起こします。まわりで聞いている生徒達が不快に感じた場合、本人だけでなくまわりの生徒達に対する環境型セクシュアル・ハラスメントをも引き起こします。

### ケース14

性別により役割を分担すべきとする意識に基づく相手を不快にする言動であり、環境型セクシュアル・ハラスメントを引き起こすことが考えられます。

「一人ひとりが性別にとらわれずに、個性や能力を発揮するとともに、互いの人権を尊重しようとする意欲や態度を育成する」男女平等教育の観点からも、改善すべき言動といえます。

## 校内研修展開例

### 参加体験型「言葉によるセクシュアル・ハラスメントを考える」

一人ひとりが主体的に参加することによって、セクシュアル・ハラスメントを行ってしまうかもしれない自分自身をふりかえり、参加者同士がともに考えることにより、問題解決への意欲をもって取り組めるようになることをねらいとした「参加体験型」校内研修の展開例を紹介します。

## 1 目的

学校においては、どのような場面で言葉によるセクシュアル・ハラスメントが起こりやすいのか、また、児童・生徒がどのように感じるのか、児童・生徒の立場に立って考えることを通して、スクール・セクハラを防止する方法について考える。

## 2 用意するもの

- ・記入用カード（または付箋） 参加人数×5枚程度
- ・ワークシート（23ページ） 参加人数分

## 3 進め方

### （1） グループ分け

- ① 参加者を4～5人のグループに分け、グループごとに机を囲むような座席配置とする。  
※性別による偏りがでないようなグループとすることが望ましい。

### （2） 展開1（セクシュアル・ハラスメントになり得る発言を考える）

- ① 「セクシュアル・ハラスメントになり得る」発言を1枚のカードに1つずつ記入し、一人で5枚程度のカードを作成する。  
※記入する内容の対象は女子でも男子でもよい。  
※5枚記入できなくてもよい。
- ② グループ内で、各自がカードに記入した発言を説明した後、すべてのカードを机の上に置く。  
各グループで話し合いのうえ、発言を1つ選ぶ。  
※十分に意見を交換したうえで、グループとしての意見をまとめるよう努める。
- ③ 各グループが選んだ発言を、選んだ理由とともに全体に発表する。

### (3) 展開2 (ショートストーリーづくり)

- ① ワークシートを一人に1枚配付する。
- ② 展開1で各グループが選んだ発言を、ワークシートに記入する。(ワーク1)
- ③ 各自がワークシートにしたがってショートストーリーを作成する。
- ④ ショートストーリーができ上がったら、傷ついた児童・生徒の気持ちを考え、書き表す。(ワーク2)
- ⑤ グループ内で、各自が作成したショートストーリーと傷ついた児童・生徒の気持ちを発表し、次に、全体の場で発表する内容を話し合う。早めに終わったグループは、グループ内で出されたストーリー等について意見交換を行う。  
※ワークシートを回し読みするのではなく、各自が読み上げて発表する。
- ⑥ 各グループで話し合っただけ決めたストーリー、傷ついた児童・生徒の気持ちを、全体に発表する。  
※傷ついた児童・生徒の気持ちについては、複数を紹介してもよい。

### (4) 発展 (グループ討議)

- ① 言葉によるセクシュアル・ハラスメントが行われている場面に居合わせた教職員がとるべき適切な対応について、各グループで話し合う。
- ② 児童・生徒がセクシュアル・ハラスメントによる被害を訴えてきた場合の適切な対応について、各グループで話し合う。
- ③ 教職員が無自覚にセクシュアル・ハラスメント発言をする原因は何か、また、そのような発言を防止するためにはどうしたらよいのか、各グループで話し合う。
- ④ 各グループで①～③について話し合った内容を全体に発表する。
- ⑤ 各グループで感想を話し合い、ふりかえりを行う。

## 4 留意点

- 展開2、発展では、傷ついた児童・生徒の立場に立って考えることが重要。他者への共感力を高めることは人権感覚を磨き、セクシュアル・ハラスメントの防止につながる。
- 展開2では、各自が作成したショートストーリーを、グループ内でロールプレイで行う方法も考えられる。
- 発展の①・②では、セクシュアル・ハラスメント被害を大きくしないという視点に立って、どのような対応が適切であるかを考える。
- 発展の③では、教職員が言葉によるセクシュアル・ハラスメントを無自覚に行ってしまう原因は何か、教職員と児童・生徒との認識のずれに焦点を当てて考える。  
スクール・セクハラを防止するために教職員が日常の中で心がけることは何かといった視点に立って話し合う。  
参考：本文3～7ページ。

## ワークシート

**ワーク1** セクシュアル・ハラスメントになり得る発言を使って、ショートストーリーをつくりましょう。

(1) 選んだ発言

--

(2) 人物 (③は必要に応じて記入する。)

①教職員、プロフィール：

②児童・生徒、プロフィール：

③その他：

(3) 場面 (③は必要に応じて記入する。)

①いつ：

②どこで：

③背景等：

(4) 展開

人 物	発 言

**ワーク2** ストーリーの中の「傷ついた児童・生徒」の立場になり、気持ちを書き表してみよう。

--



# STOP!

## ザ・スクール・セクハラ

～学校におけるセクハラをなくすために～



教育委員会教育局企画調整部行政課  
横浜市中区日本大通33 〒231-8509 電話(045)210-8087(直通)

発行 平成12年4月  
改訂 平成20年3月  
改訂 平成21年3月  
改訂 平成23年3月